



平成 25 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号：3041 東証マザーズ)
本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46
代 表 者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 須浪 薫
TEL (096) 370-0004 (代表)

自己株式の取得状況に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得について、下記のとおり実施いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|--------------|--------------------------------------|
| 1. 取得期間 | 平成 25 年 8 月 13 日から平成 25 年 8 月 30 日まで |
| 2. 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| 3. 取得株式の総数 | 28,000 株 |
| 4. 取得価額の総額 | 8,361,100 円 |
| 5. 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(ご参考)

1. 平成 25 年 6 月 14 日開催の取締役会における決議内容
- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得しうる株式の総数 | 500 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.32%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 40,000,000 円 (上限) |
| (4) 取得期間 | 平成 25 年 6 月 17 日から平成 25 年 9 月 30 日まで |

(注) 当社は平成 25 年 6 月 30 日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1 株につき 200 株の割合をもって分割することを決議し、平成 25 年 7 月 1 日をもって効力が発生しましたので取得する株式の総数を株式分割後の数値に換算すると、500 株に 200 を乗じた 100,000 株 (上限) となりました。

2. 上記取締役会決議に基づき平成 25 年 8 月 31 日までに取得した自己株式の累計

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 取得株式の総数 | 44,000 株 |
| (2) 取得価額の総額 | 13,915,800 円 |

3. 平成 25 年 8 月 31 日現在の自己株式の保有状況

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 発行済株式総数 (自己株式を除く) | 4,262,000 株 |
| (2) 自己株式総数 | 814,000 株 |

以 上